

「北海道洋上風力推進連携会議」設置要領

第1 目的

本道における洋上風力発電の導入促進に向け、理解促進や機運醸成を図ることを目的に、関係機関等が必要な情報共有や意見交換を行うため、北海道洋上風力推進連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- ① 北海道における洋上風力発電の推進に関すること。
- ② 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に係る促進区域指定に向けた理解促進、機運醸成に関すること。
- ③ その他洋上風力推進に必要な事項

第3 構成

会議の構成員は、別表に掲げる関係機関並びに道で構成する。

第4 運営

- (1) 会議は、北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー局長が召集し主催する。
- (2) 会議には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 事務局

- (1) 会議の事務局は、北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課に置く。
- (2) 会議の庶務は、事務局において処理する。

第6 その他

この要領で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則 この要領は、令和元年11月28日から施行する。